

成人先天性心疾患学会認定専門医制度

概要（整備指針要約）

1. 背景と目的

循環器領域の中で、成人期の先天性心疾患群は患者数の増加と共にその医療の内容も複雑かつ多岐にわたっており、専門性の高い関連領域の医療者による連携が求められている。成人先天性心疾患診療構築におけるこれまでの活動は「成人先天性心疾患対策委員会による循環器内科ネットワーク（資料－1）」を基盤としているが、その活動の基本は **multidisciplinary approach** による連携診療チームの構築であり、そのコアとなるのはこの分野での経験が豊富で指導的立場が担える専門医であると考えられる。かかる背景の基、日本成人先天性心疾患学会は、学会認定の成人先天性心疾患専門医の育成を進めることとした。

なお、専門医の姿としては、その分野の個人の卓越した技量、経験も大事であるが、成人先天性心疾患診療での他分野・多職種との連携チームでの活動と指導力の発揮が優先されると考え、その趣旨に沿った認定要件を構築すべきものと考えられる。

2. サブスペシャル領域としての位置付け {資料－2}

日本成人先天性心疾患学会認定専門医制度（本制度）は日本成人先天性心疾患学会（本学会）が基盤学会となり、関連するサブスペシャル領域専門医制度と連携した横断的専門医制度（3階*）として構築する。連携するサブスペシャル専門医制度は、制度開始に当たっては、①循環器内科、②小児循環器科、および③心臓血管外科の3つの専門医制度（関連サブスペシャルティ分野）とする。その他の関連する分野として、産科、放射線科、精神科、などが考えられ、本制度が軌道に乗った後に連携策を検討する。*尚、3階という表現については、日本専門医機構との今後の協議で決定されるものとする。

また、心臓血管外科医については、小児先天性心疾患外科治療での十分な実績をもとに成人先天性心疾患診療でも指導的立場を担える資質が求められる。

3. 目標

目標とする専門医数は200人程度と考え、年次推移でもって目標に近づけると共に、修練施設の整備も並行して進める。目標設定では、専門分野の医療の質の担保、患者優先医療、診療ネットワーク形成、各都道府県の専門診療施設設立、診療加算獲得、関連多職種診療体制の構築、そしてこの診療分野の医療の社会的認知度を高めることである。

成人先天性心疾患の診療において以下の能力（コアコンピテンシー）を持った医師を育成することを本制度の目標とする。

- ① ACHD 全般に精通した知識と経験を有している
- ② ACHD に対する信頼できる診断・治療が遂行できる
- ③ ACHD に対する多職種連携診療体制の構築に貢献できる
- ④ ACHD に対する高い倫理性のもとで学術・医療開発の推進に貢献できる
- ⑤ ACHD 患者の社会福祉面での課題を理解できる

ACHD：成人先天性心疾患

4. 日本専門医機構との関係

一般社団法人日本専門医機構（以下、専門医機構）では、サブスペシャリティ学会専門医について、基本領域と構築する検討委員会（仮称）において制度の設計・運営をすることとなっている。本制度はサブスペシャリティ領域としては既存の3つのサブスペシャリティ専門医制度と連携することから、上記の検討委員会として「成人先天性心疾患専門医制度関連学会協議会（仮称）」（以下、協議会とする）を置く。

なお、2021 年度に本制度を開始するに当たり、専門医機構との協議を適宜進める。

5. 修練方法（カリキュラム）

到達目を達成するため本制度では**修練カリキュラム制**を採用する。

修練は所定のカリキュラムに則って、認定修練施設（単独あるいは複数）において臨床修練実績（On Job Training）による所定単位を取得すると共に、学術集会、研究会、セミナー、および学術成果について所定の要件を取得することとする。臨床修練実績要件は期間を申請時から遡る過去5年間とし、分野別に決めて決定する。具体的要件等は2018年度内に委員会で策定し、適宜学会員、関連学会の意見を求めた上で、理事会、評議員会、総会で承認する。

6. 認定修練施設（資料-3）

本制度の資格認定申請のための修練は、日本成人先天性心疾患学会認定修練施設での修練を基本とする。認定修練施設は、中核となる**総合診療修練施設**とそれを補完する**連携修練施設**より構成される。総合診療修練施設との連携が難しい連携修練施設は、連携修練施設間での群形成を推奨し、その中に**基幹連携修練施設**において制度の円滑な運用と質を担保する。認定施設は所定の期間が経過したら更新手続きを取らねばならない。なお、認定修練施設の数については、目標

専門医数、修練の質と効率の担保、並びに診療ネットワーク構築を考慮し、過多にならないよう配慮すべきである。そのためには、総合診療修練施設については成人先天性心疾患対策委員会による循環器内科ネットワーク参加施設が中核となるものと期待される。

7. 修練期間

専門医認定申請時点において、原則として2年以上の認定修練施設（連携修練施設を含む）での十分な修練を修了していることが望ましい。なお、第一回審査（2021年予定）では認定修練施設での修練について柔軟な対応が必要である。

8. 指導体制

本制度においては、認定修練施設の中の総合診療修練施設並びに基幹連携修練施設には修練指導責任者を置き、専攻医の修練において指導的役割を果たす。修練指導責任者は所属する施設の責任者が認定専門医資格取得者から1名を申請して承認を得る。従って、本指導責任者は個人の認定資格ではない。また、いわゆる指導医認定制度は置かない。

9. 専門医の認定

専門医は、申請資格取得者に対しての筆記試験（共通試験＋専門別試験）の結果でもって認定する。申請者は、卒後7年以降の医師で、サブスペシャル分野の専門医資格一つを取得していることとする。申請要件には、臨床実績、学会等の出席と学術活動、修練施設指導責任者の修練証明書と推薦状を必要とする（詳細は協議中）。臨床修練要件については、過去5年間の実績を用いることが出来る。

認定は当面は2年ごとに行う。

初回は2021年度を目標とし、修練施設認定をその2年前に行えるよう、暫定専門医認定を2019年度に行う。

10. 専門医の更新

5年ごとに更新を行う。更新は書面審査のみで、臨床経験と学会出席、業績を要件事項とする。

11. 暫定措置

制度の開始に当たり、専門医認定申請前の2年間の臨床修練を認定修練施設で行うとすると、まず修練施設を認定する必要がある。また、認定修練施設には修練指導責任者が必要である。このため、暫定措置でもって専門医を認定し、修練指導責任者をその中から選任する。

暫定専門医認定は、試験を行わず、過去 10 年の実績と成人先天性心疾患診療における指導的立場の観点から認定する。この暫定措置は現時点では 2019 年度にのみ実施する。暫定専門医は本制度開始（2021 年度予定）に当たって、本制度による専門医と認定する。

12. 制度の管理運営

本制度の管理運営ならびに施策の立案、実施には日本成人先天性心疾患学会専門医制度検討委員会（制度検討委員会）が当たり、以下の部会を置き、総合的に制度の円滑な運用を図る。部会として、基本構想検討部会、専門医認定部会（更新を含む）、修練施設認定部会、試験問題作成部会、とする。

本制度は複数の学会が集まって構成していることから、目標達成のため方策決定、認定作業等については、日本成人先天性心疾患学会が中核となり、関連サブスペシャル領域学会と連携し制度の構築、質の担保、認定作業とを行うものとする（成人先天性心疾患専門医制度関連学会協議会）。

また、本学会は専門医制度検討委員会を中心に、本制度の質の担保、フィードバック、ピアレビュー、等を行う。

13. 成人先天性心疾患専門医制度関連学会協議会（仮称）

日本成人先天性心疾患学会は、成人先天性心疾患専門医制度を構築するサブスペシャル領域学会である日本循環器学会、日本小児循環器学会、日本心臓血管外科専門医認定機構（日本心臓血管外科学会、日本胸部外科学会、日本血管外科学会）と連携して、制度の適切な運用を図るため成人先天性心疾患専門医関連学会協議会（仮称）を設置する。

14. ロードマップ（資料-4）

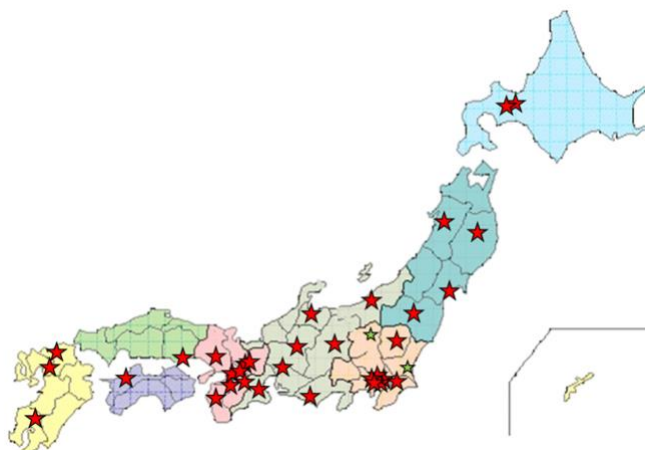
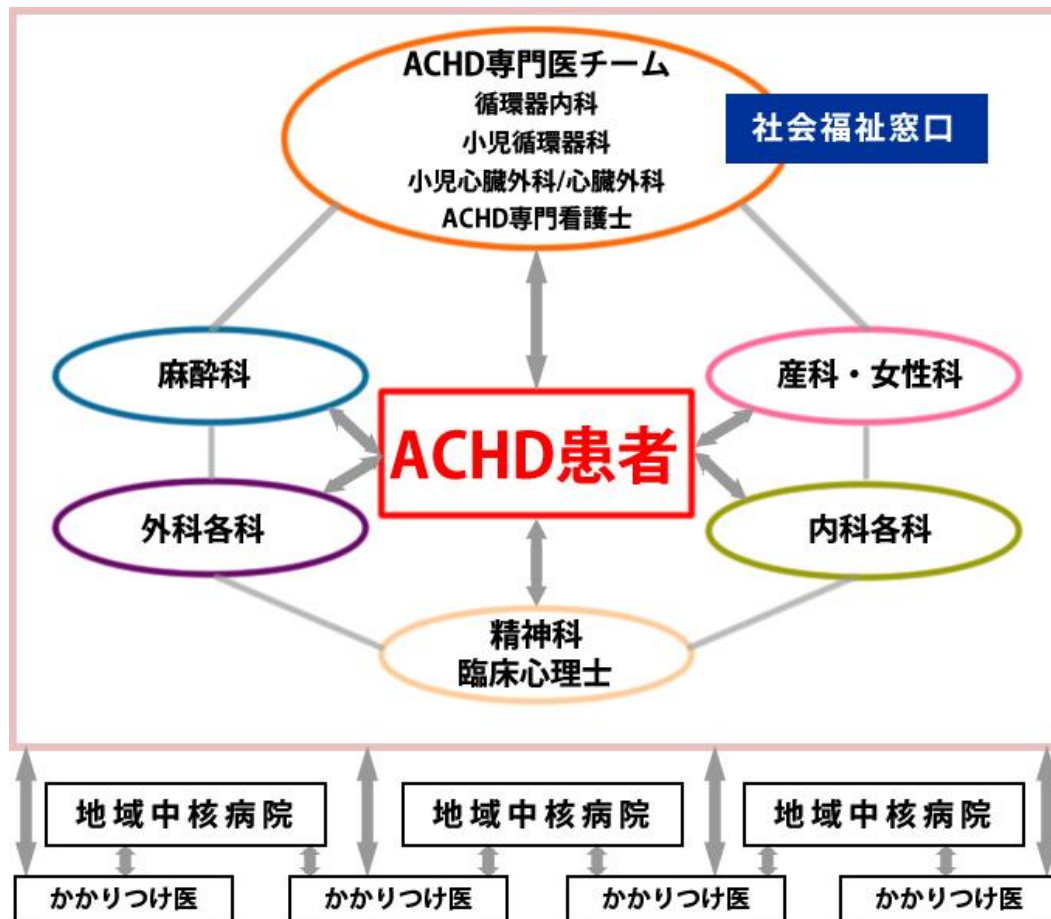
2018 年 1 月の本学会総会での概要の承認を受けて、今後の本学会としての作業、関連学課との協議、専門医機構への申請、等についてロードマップとして資料-4 に示す。

注：本概要は制度整備指針（機構への申請書）の骨子であり、制度整備指針、規則、暫定規則、規則施行細則、施行細則付則、等は追って公表する予定である。

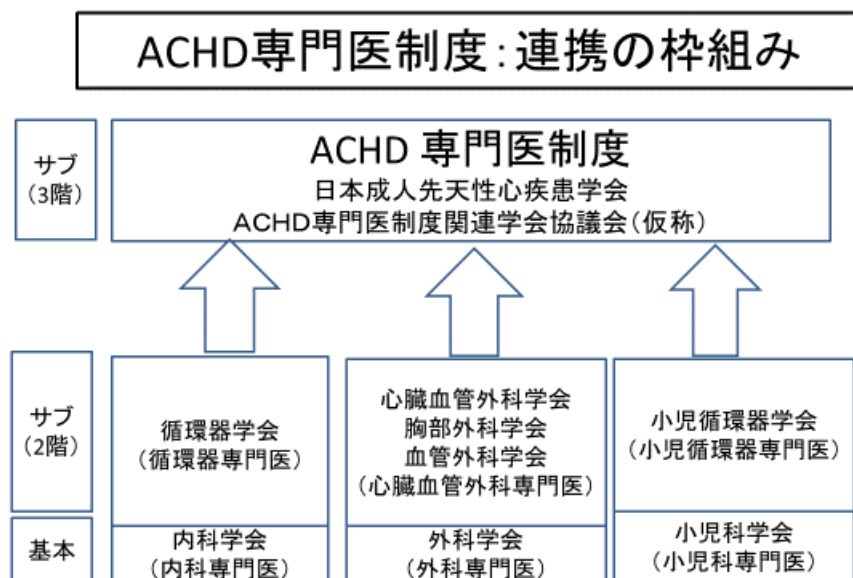
以上

資料－1 成人先天性心疾患対策委員会：循環器内科ネットワーク

成人先天性心疾患対策委員会：循環器内科ネットワーク JNCVD-ACHD (Japanese Network of Cardiovascular Departments for Adult Congenital Heart Disease) についての概要図



資料- 2 : 制度略図



注 ; 心臓血管外科専門医制度は同認定機構が所掌している。

資料- 3 : 修練施設構成について

方式 ー 1 総合診療修練施設を中核に修練連携施設が連携。

総合診療修練施設 *

連携修練施設 連携修練施設 連携修練施設

連携修練施設数は限定しない

方式 ー 2 修練連携施設間で群形成。

基幹連携修練施設 * + **連携修練施設群**

* ; 修練指導責任者を置く。

資料3-補足

総合診療修練施設認定基準案

- ① 修練カリキュラムに沿った修練が原則単独で可能であること。
- ② 複数の専門医資格取得者が常勤し、そのうち1名を修練指導責任者とする。
- ③ 循環器、小児循環器、心臓血管外科の認定専門医がすべて常勤していること。
そして、少なくとも1名は成人先天性心疾患専門医ないしは認定予定者であること。
- ④ 施設内で多職種連携による成人先天性心疾患診療体制が構築され、定期的なカンファレンスが行われていること。多職種連携にはカンファレンスを含め、③の3分野以外に、産科、放射線科、精神科、等の参加を得ていること。
- ⑤ コメディカル部門の支援が得られていること。
- ⑥ 連携修練施設と緊密なネットワークを構築できること。
- ⑦ 臨床実績については協議中。

なお、制度開始に当たって、成人先天性心疾患対策委員会（循環器内科ネットワーク）登録施設の当総合診療修練認定施設への申請を期待するものである。

連携修練施設認定基準 準備中

資料-4 今後のロードマップ

	本学会	関連学会
2018 年度		
1 月	概要（整備指針）承認 公示	
2 月、3 月、7 月 9 - 10 月		関連学会に提案 関連学会と協議開始 専門医機構に打診
12 月	整備指針、規則、施行細則、同付則案を公示	関連学会からの承認
2019 年度		
1 月	整備指針、規則、施行細則、付則承認 第一回専門医申請受付公示（2021 年秋予定） 暫定専門医・認定修練施設申請受付公示	報告
7 月	暫定専門医申請締め切り 修練施設申請締め切り	委員会審査 委員会審査
9 月	暫定専門医認定（理事会） 認定修練施設認定（理事会） 施設指導責任者認定（理事会）	関連学会協議会発足
2020 年度		
1 月	総会 認定施設の追加（必要時）	
2021 年度		
1 月	総会 専門医機構届け出	
7 - 9 月	専門医審査申請開始	
10 - 11 月	<u>第一回試験実施</u>	
12 月	認定専門医審査結果公表	
2023 年度		
	<u>第二回試験実施</u>	